

ラフィットプレみやクラブ会則

第1条（活動主旨・目的）

- 1 ラフィットプレみやクラブ（以下「本クラブ」といいます）は、西宮市が定める中学校部活動の地域クラブ移行の方針に沿って発足し、活動を行います。
- 2 本クラブは、スポーツを通じて健康を維持・増進すること及び参加者相互の交流の場を提供することを目的としています。

第2条（運営管理）

- 1 本クラブは、株式会社ウェルネス阪神（以下「会社」といいます。）が運営・管理します。
- 2 本クラブの活動日は、種目ごとに予め定めるものとし、会社のホームページやSNS等で周知します。

第3条（活動内容）

- 1 本クラブは、ピククルボール、水泳、ダンス、卓球の4種目の活動を行います。
- 2 活動場所は、タイガースフィットネスクラブラフィット及び浜甲子園中学校体育館等、西宮市に対して本クラブが活動として申請した場所とします。
- 3 前項の定めに関わらず、活動場所は、施設の状況により変更することがあり、この場合は、本クラブから事前に連絡を行います。

第4条（クラブ会員）

- 1 本クラブへの入会を希望し、所定の申込み手続きを行い、会社が本クラブへの参加を承認した方をクラブ会員といいます。
- 2 クラブ会員は、本会則及び活動場所である施設が定める諸規則（以下、これらを総称して「本会則等」といいます。）を遵守するものとします。

第5条（入会資格）

- 1 本クラブは、種目ごとに入会対象となる年齢・学年等を定めます。
- 2 本クラブは、対象年齢の小学生・中学生で、次の各号いずれにも該当する方の入会を承認します。
 - (1) 医師から運動を禁止されておらず、本クラブの活動に支障のない健康状態の方
 - (2) クラブ会員として、諸規則を守り、正しい行動を取ることができる方
 - (3) 伝染病、その他、他人に伝染または感染するおそれのある疾病のない方
- 3 高校生又は15歳以上を対象とする種目において、当該年齢で入会を希望される方について、本クラブは、次の各号の全てに該当する場合に入会を承認します。
 - (1) 医師から運動を禁止されておらず、本クラブの活動に支障のない健康状態の方
 - (2) クラブ会員として、諸規則を守り、正しい行動を取ることができる方
 - (3) 伝染病、その他、他人に伝染または感染するおそれのある疾病のない方

(4) 暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者もしくは関係者またはこれらに準ずる反社会的勢力ではない方

(5) 妊娠されていない方

4 会社は、第2項及び第3項の各号の定めにより入会ができないと判断した方については、入会申込みを承認しないことができ、その理由を示す必要はないものとします。また、入会手続き後に入会資格外であることが判明した場合、会社はその会員資格を取り消すことができるものとします。

第7条（入会手続）

本クラブに入会を希望される方は、所定の申込手続を行い、会社の承認を得た後、あらかじめ定められた会費を会社に納入するものとします。

第8条（入会手続き・会費等）

- 1 本クラブに入会を希望される方は、所定の申込手続を行っていただきます。
- 2 クラブ会員は、種目ごとに定める会費を、会社に納入していただきます。
- 3 会費にはスポーツ保険への加入費用を含み、本クラブにて加入させていただきます。
- 4 会費の徴収は、毎月28日に翌月分の会費を、予め申請いただいた方法により行わせていただきます。

第9条（会員資格の停止および除名）

- 1 会社は、クラブ会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、クラブ会員の資格を一定期間停止する、または除名することができます。
 - (1) 本会則等に違反したとき
 - (2) 第5条の入会資格を喪失したとき
 - (3) 入会に際して会社に虚偽の申告をしたとき
 - (4) 会費その他の債務を2ヶ月以上滞納し、会社の催告に応じないとき
 - (5) 本クラブの活動において、自らの行動について正常な判断ができない状態であると会社が判断したとき
 - (6) その他、本クラブ会員としてふさわしくないと会社が判断し、除名を妥当とする行為、事由があったとき
- 2 上記の理由によりクラブ会員の資格を停止またはクラブ会員を除名されたとき、クラブ会員は、会社に対して損害賠償の請求を行うことはできません。

第10条（クラブ会員資格の喪失）

クラブ会員は、次の各号のいずれかに該当したとき、その資格を喪失します。

- (1) クラブ会員本人による退会の申し出を会社が承認したとき
- (2) 入会する種目の対象年齢から外れたとき
- (3) クラブ会員本人が死亡したとき
- (4) クラブ会員を除名されたとき
- (5) 会社が該当する種目のクラブ活動を廃止したとき

第11条（退会）

- 1 クラブ会員は、毎月10日までに、本クラブ所定の退会届を提出することにより、当月末日をもって退会することができます。
- 2 クラブ会員は、退会日までの会費を支払う必要があるものとします。また、会費等の未払いがある場合には、完納するまで支払い義務を負うものとします。

第12条（活動への参加禁止および退出）

本クラブ会員は、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。当該行為を行った場合には、会社は、本クラブの活動への参加を禁止する、または本クラブの活動から退出させることができるものとします。

- (1) 他のクラブ会員やインストラクター（会社スタッフを含む）の体を押す、殴打する、掴む、拘束する等の暴力行為
- (2) 痴漢、のぞき、露出、相手の望まない性的言動、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為
- (3) 暴言、恫喝、大声や奇声を発するなど、他のクラブ会員やインストラクター（会社スタッフを含む）の行く手を阻む等の威嚇行為
- (4) 物を投げる、壊す、叩く等の他のクラブ会員やインストラクター（会社スタッフを含む）が恐怖を感じる危険行為
- (5) 本クラブの活動で使用する施設、設備、器具、備品等の損壊および無断でこれを持ち出す行為
- (6) 本クラブの活動で使用する施設への落書き及び指定場所以外での排泄等により施設を汚損する行為
- (7) 他のクラブ会員やインストラクター（会社スタッフを含む）を誹謗、中傷する行為
- (8) 他のクラブ会員やインストラクター（会社スタッフを含む）に対する待ち伏せ、尾行、個人的交友の強要、執拗な会話の強要等の行為
- (9) 刃物等の危険物の館内への持込み
- (10) 高額な金銭、物品の館内への持込み
- (11) 本クラブの活動で使用する施設内への動物の持込み（盲導犬、介助犬等会社が認めた場合を除きます。）
- (12) 酒気を帯びて本クラブの活動に参加する行為
- (13) 使用する施設内での喫煙行為（電子タバコ、無煙タバコを含みます。）
- (14) その他会社が合理的な理由に基づき不適当または本クラブ活動の秩序を乱すと判断した行為

第13条（変更届の提出）

- 1 クラブ会員は、取引金融機関、住所、電話番号等、入会申込み書類の記載事項に変更のあった場合は、すみやかに所定の用紙にて、会社に届出るものとします。
- 2 会社は、クラブ会員が連絡先等の変更に伴う手続きを怠った等、該当する情報が不正確であることにより、クラブ会員または第三者において生じる損害について責任を負いません。

第14条（健康管理）

- 1 クラブ会員は、活動に際し、各自の責任において健康管理を行うものとします。
- 2 クラブ会員は、活動に際し、インストラクター（会社スタッフを含む）から怪我、事故回避のための指示、要請を受けたときは、これに従うものとします。
- 3 クラブ会員は、疾病により医師に運動を控えるよう指示された場合等は、自らの責任において本クラブの活動を控えるものとします。

第15条（クラブ会員の損害賠償責任）

クラブ会員が、本会則等に違反する他、自己の責に帰すべき事由により他のクラブ会員または第三者に損害を与え、相手方がその損害を求償した場合は、速やかにその損害を賠償しなければなりません。

第16条（会社の損害賠償責任免除）

- 1 会社は、クラブ会員が本クラブの活動に際して生じた人的・物的事故については一切の損害賠償の責を負いません。ただし、会社に故意または過失があった場合は、この限りではありません。
- 2 本クラブの活動の際に生じたクラブ会員が所有する物品の盗難・紛失・破損について、会社は一切の損害賠償の責を負いません。

第17条（個人情報保護）

会社は、個人情報の取扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、これを遵守するとともに、個人情報を適切に取り扱います。プライバシーポリシーは会社のホームページに掲示します。

第18条（臨時休止日）

本クラブは、予め定めた活動日において、気象災害等により活動ができないと認められる場合や、使用する施設が管理運営上やむを得ず急遽閉鎖（休館）となった場合、臨時休止日とすることがあります。

第19条（会則等の改定）

- 1 会社は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合、本会則等を改定することがあります。なお、改定した本会則等の効力は全クラブ会員に及ぶものとします。
- 2 会社は、前項により本会則等を改定するときは、改定後の本会則等の内容と適用開始日を、書面又はホームページその他の方法で予め公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から当該改定が適用されるものとします。

附則

本会則は、2026年9月1日より施行いたします。